

シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析③

## 紛争処理と「公共性」

小  
野  
耕  
二

紛争処理と「公共性」（小野）

### 目次

はじめに 本稿の目的

第一章 紛争処理の構図分析と「公共性」概念

第一節 紛争処理の分析枠組

第二節 齋藤純一と井上達夫による「公共性」をめぐる議論

第二章 政治学による「調停過程」の分析

第一節 「公共性」概念の適用可能性

第二節 決定作成の第二段階Ⅱ調停作業の開始から合意形成への模索へ  
むすびにかえて 本稿の意義と残された課題

## はじめに 本稿の目的

本論文は、「紛争処理過程の政治学的分析枠組みの確立」を図る研究論文シリーズの第三論文として、「調停」論など紛争処理の理論と、「公共性」概念をめぐる法律学と政治学における議論との関連性を明らかにしようとするものである。筆者がこの研究を構想するに至った契機は、すでに本シリーズ第一論文に掲げておいた<sup>①</sup>。その結論部では、「政策形成過程論と法的紛争処理過程論との同型性」という命題を出発点としつつ、政治学の立場から「紛争処理過程の理論化」に接近する、という問題意識を提示した。これに続く本シリーズの諸論文で、この問題意識に基づいたいくつかの論点の検討を進めていく予定である。そして本稿ではまず、すでに前稿までその概略を示しておいた「決定作成過程の六局面論」の論理的構図をさらに明確化しておきたい。そのために、前稿でも第一図に掲げておいた「調停の枠組」にいくつかの要素を加えた上で、それらの意義を本節で説明しておくことにしよう。続く第一章では、冒頭で触れたように「公共性」概念について論じておく。

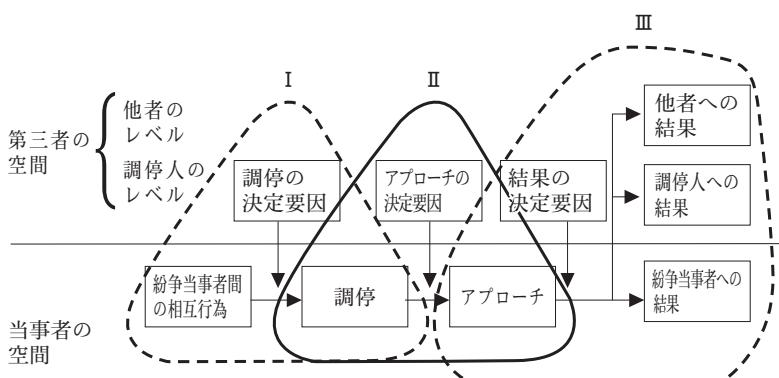
このような議論を踏まえた上で、本稿第二章では前稿に引き続き、三段階六局面のうちの第二段階における、第三局面である「関係諸集団の勢力配置分析」と、第四局面としての「情報収集と対応策形成（正統化）」とに関する議論の構図を明確化することをめざす。この作業は、前稿第一図に掲げた「調停の枠組」に当てはめるならば、その第二段階の三つのセル、すなわち「調停」から「アプローチの決定要因」を経て「アプローチ」に至る段階を分析する作業に当たるのである。<sup>②</sup>ただし、本シリーズ第一論文から第二論文を経て第三論文である本稿に至る過程の中で、この「調停の枠組」の論理的構図は次第に複雑なものとなってきた。ここで付加された諸契機の意義

## 紛争処理と「公共性」（小野）

を明らかにするために、本節での記述に加え、第一章ではそこで中核的位置を占める「キー概念」を検討しておくこととしたい。それは、前稿まででも触れておいた「公共性」概念である。

この「公共性」概念は、政治学の領域において長く検討されてきたものであるが、この間は他の学問領域においても注目を浴びつたり、我が国でもいくつかの新たな業績が刊行されてきている<sup>(3)</sup>。それらの議論をも参考しながら、本稿第一章で筆者なりの「公共性」概念を明確化しておく。その際に、ここでの主たる検討対象として、政治学者の齊藤純一と、法哲学者である井上達夫の議論の対比を取り上げたい。その意味は、第一章の行論の中で明らかにされていくことになる。続く第二章では、この「公共性」概念をも踏まえながら、決定作成（＝紛争処理）過程の第三局面と第四局面との内実を明らかにする。このような本稿の記述を始める前に、本節ではまず、これまで紹介してきた「調停の枠組」に新たな契機を付加しておこう。

ある「紛争」が、自立的主体間の対立の構図として把握され、「調停」によってその処理が目指されるためには、「調停人」とし



第一図 調停の枠組

ての第三者の登場が必要である。紛争の両当事者間で顕在化した対立は、第三者を介して「紛争処理過程」へと導かれていく。その第三者による調停作業を通じて、各当事者の利害関心は変容を被ることになる。その過程を経ずに当事者が自らの利害に拘泥するならば、対立の構図が硬直化する危険性が強まるからであり、その結果として調停は不可能となるからである。その際に、当事者は調停人に対し「自己の立場の正当性」を主張するであろう。そしてそれは、単なる「自己の立場表明」にはとどまり得ない。自己の主張こそが調停結果の中に盛り込まれるべきである、という立場から、当事者として調停人への説得を試みていくことになろう。そのために各当事者は、「自己」の個別的立場の普遍化を試みることになる。たとえば「この立場を擁護することは、自分の利益に適うだけなく、社会的正義の実現であり社会全般の利益にもなる」というような主張が考えられる。紛争当事者はこうして、調停人という第三者を媒介しながら、「個別的利益の普遍化」を模索していく。その意味で、紛争過程に投入された「第三者」としての調停人こそが、紛争当事者にとって、自己の立場・視点の狭隘性を脱却するための契機となるのであった。

しかしこの過程は、個別性から普遍性へと直線的に進むのではない。調停人によって受け止められた「紛争当事者の個別的主張」を踏まえ、「調停案の作成」が模索されることになるが、そこへ至るにはいくつかの前提的作業が必要となる。その第一段階が、拙稿②で触れた第一・第二の局面である。そしてそれらは、「同一平面上に存在する二つの局面」ではない、と想定されている。修正された本稿第一図に加えられた横線を境界とし、その下が「当事者の領域」とされ、その上は「第三者が介入する領域」として規定される。紛争処理の局面が横線の下から上へと移動すると、そこでは調停人などの第三者が登場することになる。その第三者を契機としながら、紛争当事者は自己利益の「普遍化可能性」を追求していくのである。第一局面の「状況認識」においては、紛争の発端にお

ける当事者の認識とは異なった「他者にも共有可能な認識」が求められるからである。それこそが、「普遍化への最初の試み」であった。そしてその状況認識が当事者に受け入れられることにより、紛争の構図は変容を見せていく。それが第一局面における「アジェンダ・セッティング」なのである。そこから、両当事者が受け入れるべき「公的決定」のための作業が開始されていく。

この後に、本稿で検討対象とする第二段階の「勢力配置分析」と「対応策形成」が続いている。それは、第一図において「II」と記されている円で囲まれた諸局面である。そしてそれに、次稿の検討対象となる第三局面が続いている。このように、横線の下にある当事者のレベルで「紛争処理過程」が進行していくのであるが、それは横線上にある「第三者の領域」との相互作用の中でこそ進展するのである。この図に示されているように、当初は「個別的主張間の対立」の構図内に止まっていた紛争は、横線を上下に横断する相互作用を経ながら、第三者にとても了解可能な形で処理されていくことになる。<sup>(4)</sup>

紛争処理のためには、「他者の理解を追求する当事者の意志」が存在していなければならぬ。そうでなければ当事者間の対立構造は変化せず、第三者を介した紛争処理の過程が進行しないからである。このような志向性を媒介する概念として、本稿第一章では「公共性」をめぐる議論を検討することとしたい。さまざまな学問領域で多義的に使用してきたこの概念は、政治学と法律学との交錯領域における「紛争処理過程分析」において、その有効性が明確化されていくと思われる。

これまで主として理論的に検討してきた「公共性」概念は、一見すると、実践的な「紛争処理過程の政治学的分析」をめざすこの論文シリーズとの関連性が見えにくいように感じられるかもしれない。しかし、紛争の局面のなかで「対立した当事者」間において、どのようにして「共有可能な決定」を作成し実現に移すか、という課題

を検討するにあたって、本概念はまさに「キー概念」としての重要性を有するもの、と捉えることができるであろう。そしてそこで得られた視角を利用しながら、続く第二章において、本稿の主要な課題として設定されている「決定作成過程の六局面論」の第三・第四局面の具体化を図ることにしたい。政治学の領域における既存の分析枠組と「法的紛争処理」論との、このような形での結合への試みを通じて、「紛争処理のための実践的政治理論」の構築が可能になると思われるのである。そしてそれは、社会的紛争を自覚的に解決しうる「主体形成」の議論へと連繋していくと思われる。ただしこの作業は、本稿で完結しうるものではなく、本シリーズ論文の次稿以降へとさらに引き継がれていくことになる。

## 註

- (1) 本シリーズの第一・第二論文となる、以下の拙稿を参照。「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析① 法律学と政治学との交錯領域へ向けて」、名古屋大学『法政論集』第二二六号所収、二〇〇七年三月刊。「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析② 紛争の構図と政治学的分析視角」、名古屋大学『法政論集』第二二三号所収、二〇〇八年六月刊。以下、本稿ではこれらの論文を「拙稿①」、「拙稿②」と表記する。このシリーズ論文を執筆するきっかけを与えてくれた、学術創成研究「国際的ビジネス紛争の法的解決の実効性を高めるための新たなフレームワークの構築」の研究代表者である河野正憲教授にここで謝意を表しておきたい。
- (2) この第一図は、その原型が前掲拙稿①の一四頁に掲載されている。そして政治学的観点から加筆した「修正第一図」が、前掲拙稿②の五八頁に掲載されている。したがって、本稿に掲載した図は「再修正第一図」となる。前稿まで述べたように、本シリーズ論文の分析対象は「紛争処理過程」一般であり、個別的な「調停」の過程ではないが、敢えて当てはめるならば、

その図の(1)の段階に対応する、ヒートマップである。なお、本シリーズの全体構想を明確化していく際にも、(1)の図を参考にした。その出典は以下の通り。James A. Wall, Jr., John B. Stark, and Rhett Standifer, "Mediation: A Current Review and Theory Development," in *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 45 No. 3 (June, 2001), p. 372.

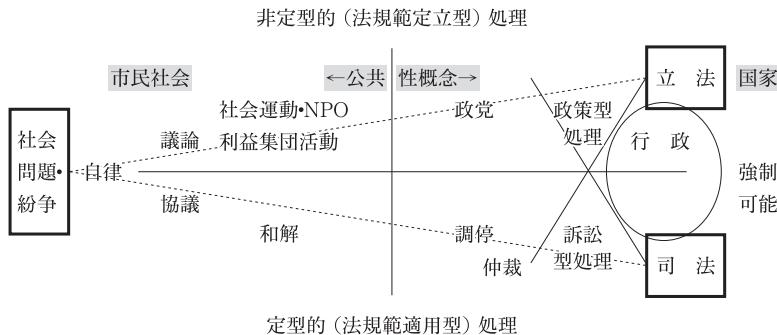
(3) 政治学の領域における「公共性」概念をめぐる議論状況に関しては、簡単な紹介として以下の著作を参照。齋藤純一『思考のフロンティア 公共性』、岩波書店刊、1999年。同書末尾に収録されている「基本文献案内」は便利である。(1)の概念に関して政治学以外の領域で刊行された最近の著作としては、以下のようないものを念頭においている。井上達夫編『公共性の法哲学』、ナカニシヤ出版刊、1999年。日本法社会学会編『法社会学第六八号 公共性の法社会学』、有斐閣刊、2000年。なお、(1)のテーマに密接に関連する著作群として、東京大学出版会から刊行された『公共哲学』全10巻があるが、本稿では部分的に参照することとした。

(4) 第一図における、横線の下の「当事者」の領域での四局面は、拙稿②で紹介した「政策形成過程の四局面論」と同型的である。(1)の議論に「第三者の契機」を導入することによって、紛争処理過程をより動態的に把握するための枠組を構築する(1)とが、本シリーズの諸論稿の主要目的なのである。なお、(1)の「動態化」へ向けた検討作業において、アーチャー M. Archer の「形態生成論的アプローチ」を参照した。「構造的条件付け」から「社会的相互行為」を経て「構造的エラボレーショーン」に至る三段階論は、社会現象を認識するための重要な手法と思われるが、(1)で詳述するとはできない。邦訳もあるアーチャーの以下の著作を参照。Margaret S. Archer, *Realist Social Theory: the morphogenetic approach*, Cambridge University Press, 1995. 佐藤春吉訳『実在論的社會理論』、青木書店、1997年。第一図においてローマ数字I・II・IIIで表現されている「三段階論」は、アーチャーの(1)のアプローチに触発されたものである。

# 第一章 紛争処理の構図分析と「公共性」概念

## 第一節 紛争処理の分析枠組

訴訟などの司法手続きによって社会紛争を定型的に処理していく作業は、先進諸国にとって日常的なものとなっている。議会による立法作業に加え、行政と司法とによって、公的決定が作成され、履行されていく。それらの作業を通じて、さまざまな社会問題や社会紛争が処理され、その結果として社会秩序が維持されていることは、紛争処理論にとっていわば「当然の前提」であるようと思われる。本シリーズ論文の中では、紛争処理過程としての立法と司法とを「同型的」なものとして把握する視点を提示してきいた。しかしそこには差異もまた存在している。前稿ではそれを、社会問題・紛争の類型論に即して展開した。本稿ではそれを踏まえつつ、その類型論を「紛争処理の手法」の諸類型と結合することによって、立法過程と司法過程における同型性と差異とを、さらに明らかにしていきたい。まず以下の第二図を参照して欲しい。



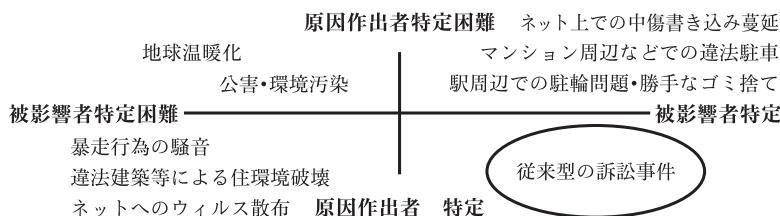
第二図 社会的紛争・問題の分類と紛争処理の手法との結合

## 紛争処理と「公共性」（小野）

この第二図において、縦の線で区切られている左右の領域は、各個人が自律的に活動する「市民社会」と、諸個人に対し強制可能な決定を作成する「国家」を示している。市民社会において生じた社会問題や社会紛争は、市民社会の内部での処理や解決が模索されるが、そこで紛争処理過程が完結し得ない場合には国家の領域へと持ち込まれることになる。そこにおいて、強制の度合いの強弱に即してさまざまな紛争処理の手法が存在していることは図示したとおりである。

これに対して左右に引かれた直線で仕切られた上下の領域は、紛争処理の手法の差異を示している。区分線の下方には、制定された法規範を適用する形で紛争処理を進める「定型的処理」が表示されており、そのもともと強制可能な形態が、この領域で一番右側に位置する「訴訟による紛争処理」である。そして区分線の上方には、新たな法規範を制定することを通じて紛争処理を進める「非定型的処理」の手法が示されている。この場合、中間的領域に配置されている「政党」などのさまざまな組織類型は、独自に紛争処理を行うよりも、主として紛争を立法過程に媒介する役割を果たすと言えるであろう。市民社会の領域で様々に生じた社会問題や社会紛争は、社会運動や利益集団、政党などの組織によって表現され、立法過程へと媒介されているのである。そして立法と司法との中間領域において、行政が紛争処理を試みる、という状況にある、と考えている。

立法と司法は、その担当する紛争類型に明確な差がある。前稿第三図に示し本稿で



第三図 社会紛争・社会問題の分類

も再掲した図「社会紛争・社会問題の分類」で明らかなように、紛争当事者が特定されている場合には「訴訟型紛争処理」が適しているのだが、社会紛争にはそれらが特定されない、もしくは特定が困難なものも多い。このような場合には、「政策型紛争処理」が目指されることになる。この第三図は、第二図で立法・行政・司法のすぐ左側にある座標平面の形で、そこに組み込まれている。このようにして本稿では、社会的紛争・問題の分類と紛争処理の手法との結合を試みている。ただしこれらの図を作成した意図は、ここにとどまるものではない。

第二図において、左側に位置する「市民社会」の領域で生起した社会紛争の当事者は、まず自己の個別的利益を主張しながら、その紛争の解決をめざすであろう。しかしこのような自己利益の主張のみから、紛争処理の過程が進行することは困難である。とりわけ第三者が介在した紛争処理においては、「自己の主張を受容することが社会にとっても望ましい」という主張を展開する必要性が出てくる。ここで追求される「個別利益の普遍化可能性」を、ここでは「公共性」という概念で表現する。このような「普遍化」への努力が広く他者によって受容され承認された場合に、その主張は「公共性」を獲得した、と表現されることになる。その意味で本稿では、「公共性」は獲得されるべきシンボルであり、アブリオリに「公共性」を主張しうる実体的価値は存在しない、という立場を採つてある。そしてこの「公共性」概念による媒介過程を通じて、上掲第二図における市民社会の領域から国家という公的領域への移動がなされうる、と考えている。したがって第二図において、「公共性」概念は国家と市民社会との中間領域に表示されているのである。この主張をさらに明確化するために、以下の本章ではこの間我が国で提示された「公共性」をめぐる論考のいくつかを参照し批判的に検討してみたい。

## 第二節 齋藤純一と井上達夫による「公共性」をめぐる議論

「公共性」概念については本稿前段でも簡単に触れているが「紛争処理過程の政治学的分析」と題する本シリーズでは、すでにその第一論文の第一章において、紛争処理過程の「政治」の特質を強調した上で、それを以下のように定義づけている。

「しかし、紛争処理の過程とは、成員に共有された単一の『合理的な解決策』を追求することなどではなく、常に対立を孕みつつも当事者間の合意獲得をめざす、という『政治的な過程』として特徴づけられると思われる。したがって問題の解決へ向けた明確な『目標定立』に加え、その達成のために関連諸集団からの継続的な『支持調達』が不可欠となる。そのためにも自己の個別的利益を一方的に主張するのではなく、その『自己の利益』を、他者にも共有可能な『公的の利益』へと転化させる『普遍化の可能性』を追求する、という形での主張が必要とされているのである。『公共性』とはその可能性を示す用語であり、『政治学』の領域内におけるキー概念の一つとなっている。<sup>①</sup>」

本稿「はじめに」の註三でも紹介したように、「公共性」概念への注目は政治学の領域だけにとどまらない。法哲学や法社会学の領域でも関心が寄せられ、相次いで論文集が刊行されている。ただしそこでは主として「概念規定」に関心が寄せられており、「公共性」を創出する過程とそれを支える構図への動態的な視角が希薄なよう思える。<sup>②</sup> そのような公共性創出の構図を明らかにする、という問題設定から、本稿では齋藤純一と井上達夫による「公共性」をめぐる議論を紹介し、それらを本稿第二図の構図の中に位置づけることを試みる。その作業を通じて、

両者の議論は共に「公共性」の一面を捉えたものであり、両者が補完しあうことによって、公共性の全体的構図が浮かび上がる、という点を明らかにしていきたい。

齋藤は、その著書『思考のフロンティア 公共性』の冒頭において、公共性の「意味合い」を、「国家に関係する公的なもの official」、「共通のもの common」、「開かれていること open」の「三つに大別」している<sup>(3)</sup>。本稿に掲げた第二図を念頭におくなれば、これらの契機は緊密に連関していると思われる。市民社会における多様な利害に「開かれていること」を前提した上で、それらの中に「共通のもの」が模索され、最終的には「国家に関係する公的な領域で、それが「公的利害」と決定されることになる。このような過程を貫通する概念こそが「公共性」なのである。しかしながら、齋藤はこの構図の解明を試みずに、かえって「いま挙げた三つの意味での『公共性』は互いに抗争する関係にある」とのみ続けている。そしてこの著作では、その後「公共性」の概念規定すら行われることなく、さまざまなる論者の「公共空間」論が紹介されていくのである。したがって、山口定はこの著作に対して『公共性』というタイトルをもちらながら、その内容の大半は『公共空間 (public sphere)』論である<sup>(4)</sup>と批判的に言及し、「公共空間」もしくは「公共圏」という空間概念と、そこで争われる内容の正当性判定基準としての「公共性」との峻別を提案している。しかし筆者には、公共性を「公共空間」論として語るところに齋藤の議論の特質がある、と思われる所以である。それは「公共性」に関する一面的な議論にとどまっているが、その一面についての解説は試みている、と考えられる。この点について、前掲第二図とも関連させながら詳述したい。

すでに述べたように、「公共性」は、国家と呼ばれる公的決定作成空間と市民社会の個別の諸利益とを媒介する概念であるが、そこには二つの方向性が内包されている。市民社会から国家へ向かうベクトルと、国家から市民社会へと向かうベクトルがそれである。そして齋藤の場合には、「国家による公共性の独占」を批判する立場から、

「公共性」を市民社会の方向へ開放するという、後者の方向性を強調する議論となっていると思われるのである。

ここではそれを仮に「開く公共性」と表現しておこう。政治制度によってひとたび「公的決定」作成のメカニズムが確立されたとしても、それは多様な集団の担う多様な利益や見解へと開放されていなければならぬ。作成された決定の「公的」性格は、市民社会の中でこそ検証されていくのである。ここでは、先に紹介した齋藤の「公共性の三つの意味」における「公的なもの」と「開かれてること」との連関が問われている。それを第二図の中に位置づけるならば、それはまさに国家から市民社会へと向かう左方向への矢印として表現されるであろう。しかし、公共性はこの過程のみで完結し得ない。多様な個別的諸利益の噴出する市民社会の空間から、「公共性」を内包する「公的決定作成」の過程が開始されなければならないのである。その方向性は、どのような形で理論化され得るのであろうか。

齋藤が十全には語っていない「公共性」のこの側面を検討した論者として、ここでは井上達夫を挙げておきたい。彼は法哲学者の立場から、「多様な対立競合する価値と利益を追求する人々の公正な共生枠組みを確立する企て」<sup>(5)</sup>として、「正義理念を基底にしたりベラリズム」を主張する。<sup>(6)</sup> その井上が「公共性概念」を検討した二本の論文を中心<sup>(7)</sup>に、彼の公共性概念の位置を次に検討しておこう。

彼はまず、「公共性の哲学としてのリベラリズム」の冒頭部分に付した註において、「公共性」の概念規定を行っている。その概略は以下の通りである。決定、制度、原理などが公共性を持つのは、まず第一にそれらが公権力によつて強行されるとともに、公権力の行使を規制する権威を持っているとき、とされる。そして第二に、この権威が、対立するどの当事者によつても「不公平」として拒絶できないような理由により正当化されているとき、とされる<sup>(7)</sup>。ここに、先に紹介した齋藤の「公共性」に対する姿勢との差異を見て取ることができるであろう。井上の場

合には、「公共性」は公権力の行使と明確に結びつけられており、その意味で「決定作成とその履行」の過程と関連づけられている。齋藤との対比において、「公的決定」へと収斂していく井上のこの議論を、仮に「閉じる公共性」と表現しておきたい。それは齋藤の議論とは逆に、市民社会から国家へと向かう右方向の矢印として表現されることになる。そしてここでは、先に紹介した齋藤の「公共性の三つの意味」における「公的なもの」と「共通のもの」との連関が検討されていると思われる。井上はここで、決定作成への「共通の基盤」に基づきながら、公的決定の作成をめざしている。その際に彼が強調する要素は「正当化のための理由」であり、「正義の基底性」がそれを支えるのであった。

彼は次に、「公共性とは何か」と題する論文において、従来の公共性論を、「領域の公共性」、「主体の公共性」、「手続（プロセス）の公共性」、「理由の公共性」の四モデルに整理し、それぞれの内容を検討している。その上で彼は、四番目に挙げた「理由基底的公共性論」の立場から、リベラリズムに立脚する自己の公共性論を以下のように展開するのである。

「リベラリズムの根本的な企ては、利害のみならず価値観が先鋭に分裂・対立する多元的社会において、単なる戦略的妥協としての『暫定協定 (*modus vivendi*)』を超えて人々が公正に尊重されうるような共生枠組の探求である。このような企てとしてのリベラリズムの公共性理解の核心をなすのは、政治的決定の正当化根拠を特定の個人・集団の自閉的な特異理由を超えた公共的理由に求める理由基底的公共性論である。」

井上はこのように述べた上で、この「公共的理由」の内容を検討するために、自身の公共性概念を二層化する。

ここで「一階の公共性」とは、「我々が各自受容する政治的決定の『正当性』の問題」だとされ、それと区別される「二階の公共性」とは、「自己の正義構想に照らして不当とされる政治的決定がそれにも拘わらず『正統性』を持つことの可能根拠の問題」とされている。そして彼はこの「可能根拠」を、「対立競合する正義の諸構想を基底的に制約する普遍主義的正義概念」と定義し、それを「法の公共性の問題」と結合する。<sup>(9)</sup> その作業を通じて彼は、公共性の審査基準としての「法の支配の強い構造的解釈」の内容を確定しようと試みるのである。その結果の一部は、「法という企て」の中で提示されている。<sup>(10)</sup>

公共性を「個別の利益の普遍化可能性」と定義する本稿の立場からみて、井上のこの議論には共感できる部分もあるが、最後の点で異なってくる。「公共性」が、他者との関係性における「正当化可能性」として動態的に把握されている点は、本稿の主張と共通する。ただしその「公共性」の確証メカニズムは、井上によって十分に論理化されているとは思えない。法を規準としつつも、提示された「公共的理由」によって、決定などの公共性が確証されるためには、その判断過程が必要となる。「公共哲学」をめぐる議論の中で、齋藤純一から「公共的理由であるかどうかを定義する主体」について問われたとき、彼は端的に「『私が』としか言いようがありません」と答えている。<sup>(11)</sup> しかしそれは、ある決定や制度の「公共性」が社会的に共有されていく過程をめぐる応答としては、非論理的であろう。個々人の判断ではなく、「公共性を創出する社会的メカニズム」こそが問われているのである。そして、「公的決定作成へ向けた政治過程」こそが、そのメカニズムであると筆者は考えている。以下、若干の敷衍を試みる。

すでに第一回に示したように、市民社会の領域で表出された個別の利益に基づく主張は、他者による承認と公的決定への転化をめざして、国家の領域へと参入していく。その過程で、各アクターは自己の個別の利益の普遍化を

試みることになる。この作業は、井上の用語で表現すれば「公共的理由」の模索とも言えよう。それが社会的に受容されるためには、立法過程などの公的決定作成メカニズムの作動が必要である。表出された個別の利益の普遍化への試みは、このメカニズムを通じて確証されていくのである。そのメカニズムが作動する基盤として、法が存在していることは間違いない。そして「個別的利益の普遍化」を試みるためには、「公共的理由」に依拠することが必要である。しかしそれらの要素を勘案しながら、最終的に「公的決定」を作成するためには、立法などのメカニズムが必要とされている。それこそが、第二図右端に表示されている政治制度の役割なのである。

先に述べたように、井上の公共性論は、第二図における左側の「市民社会」の領域から右側の「国家」の領域への移行を論理化する試みと評価できる。ただしそれは、法制度と当事者の「公共的理由」のみによって完結するものではない。最終的には、選挙の際の投票や議会における「可決」などの政治過程を通じて、決定や制度などの公共性が確認されていくと思われるのである。政治学は、これまでこのようなメカニズムの解明と理論化とをめざしてきたのであり、その成果を継承することによって初めて初めて、「公的なもの」と「共通なもの」と「開かれていること」という公共性の三契機が統一的に理解されうると思われる。

「紛争処理過程の政治学的分析」をめざす本シリーズの問題意識からして、「公共性」をめぐるこれらの議論から継承すべき論点は多いと思われるが、ここでは以下の行論との関連においていくつかの点を確認しておこう。まず第一に、対立の構図が所与であったとしても、そこに存在する「分裂線」を架橋し共有可能な決定を作成するために必要な諸契機を明確化することが重要な作業である、という点である。「対立の構図」を「共通の決定が可能な状況」へと加工するには、自覚的な営為が必要とされていると思われるが、その営為のために何が必要か、という点が問われている。紛争の両当事者にとっては、対立状況を緩和し紛争を処理していくメカニズムが、すなわ

ち「共通のもの」を模索する作業こそが重要になるからである。「調停人」という第三者を媒介したこの過程の意義が明確になってこそ、当事者は紛争処理の過程を進めていけるのであるが、この点については、次節において「調停」論の文脈でさらに具体化を試みることとしたい。

そして第一に、設立された法制度や政治制度は、それ自体が「自己運動」をするわけではない。それを有効に運用するためには主体の行動が不可欠であり、調停の際にはその当事者自身による「自己の個別的利益の普遍化」への試みが必要とされるのである。これは、「共有されるべき公的決定」の作成のためにも不可欠な要素であろう。そしてこのような複数の試みの交錯の中で公的決定が作成され、その「公共性」が確証されることによって「決定の履行」が確実なものとなっていく。もちろんそれが失敗した際には、逆の過程が進行することになる。

以上に示した論点もまた、前稿まで検討した課題と同様に、紛争処理過程における「制度」ないし「構造」と「主体」との相互作用、として一般的に整理することが可能であろう。所与の制度や提示された「公共的理由」がすべてを規定するのではなく、主体の営為によつて状況は変動していく。しかしその主体にとって、すべての可能性が開かれているわけではなく、状況によつて制約された一定の枠の中で、次の方向性や解決策を選択することになるのである。前稿までで紹介してきた、ウォールラによる「調停の枠組」は、これらの点を十分に論理化しているとは言い難い段階にとどまっているが、このような過程の理論化への先駆的試みの一つとして評価することが可能であり、そこにいくつかの要素を付加することによって、全体像の解明が可能になつていくと思われる。この点については、次節でより詳細に検討することにしたい。そしてこの議論はさらに、前稿において端緒的な形で提示した「決定作成過程の六局面論」の理論的整理の作業へと連繋していくのである。この点については章を改め、本稿第二章で検討することになる。

## 註

- (1) 拙稿①、一〇一—一頁。書誌については、本稿「はじめに」の註一を参照。
- (2) 山口定は、「公共性」概念に関するレビュー論文において、日本における「公共性」をめぐるこの間の議論について、以下のように批判している。

「私は実は、次の二つをわが国における『公共性』論の入り口での難問だと考えている。

一つは、わが国の『公共性』論者たちの多くが、いわゆる公・私二元論を明確かつ完全には卒業しておらず、したがって『公』と『私』を『媒介』したり『結びつけるもの』という指摘にとどまって、それが独自の理念・主体・規準・手続きをもつた、『私』でもなく『公』でもない独自の『空間』とその特性であるということを明晰に提示していないことである。

第二には、加藤（引用者註：加藤典洋）のように、『公共性』は『私利私欲』の土台の上に構築されるべきものとする場合にも、『私利私欲』の集合が『公共』一場合によっては、全体主義的、『ファシスト的公共性』一に転じるその論理の諸類型とそこでのありうる選択が明快に示されていないことである。」

山口定「序章 新しい公共性を求めて」、山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編『新しい公共性・そのフロンティア』所収、有斐閣刊、二〇〇三年、九貢。

本稿を執筆する際にも、この批判を念頭においた。ただし筆者は、「公共性」概念を明確化する際に「公」と「私」とを区別することは必須の条件と考えている。山口が「いわゆる公・私二元論」という用語で何を示しているのか定かではないが、筆者には、「公」と「私」との区別を「明確かつ完全に卒業」することはかえって「公共性」概念を不鮮明にすることに繋がる、と思えるのである。また第二の論点に関しては、本文中で明らかにしたように、まさに「政治過程」によって媒介されな

がら、「私利私欲」は「公共」に転じうると考えている。

(3) 齋藤純一、前掲書、viii-x頁。

(4) 山口定、前掲論文、一八頁。

(5) 井上達夫「基調論考　自由と福祉－統合原理としてのリベラリズムの再定義－」、愛敬浩二編『対論　憲法を／憲法から』所収、法律文化社刊、二〇〇八年、一八七頁。同書第Ⅲ部「自由と福祉」には、本節で検討している井上達夫と齋藤純一の対談が収録されており、両者の思考を対比する上で参考になった。なお、井上のこのような主張をより体系的に展開している業績として、本稿では以下の著作をも参照した。同『他者への自由－公共性の哲学としてのリベラリズム－』、創文社刊、一九九九年。同『法という企て』、東京大学出版会刊、二〇〇三年。

(6) 井上達夫「第三章　公共性の哲学としてのリベラリズム」、同『他者への自由』所収。同『公共性とは何か』、同編『公共性の法哲学』所収。

(7) 同『他者への自由』、一三頁。

(8) 同『公共性とは何か』、一〇一一頁。

(9) この叙述に関しては、上掲論文二五六六頁を参照。

(10) 同『法という企て』、六七頁。

(11) 「発題Vを受けての討論」、佐々木毅・金泰昌編『公共哲学<sup>3</sup>　日本における公と私』所収、東京大学出版会刊、二〇〇一年、一七二頁。井上のこの発言は、彼が「公共性」の確証メカニズムを十分に論理化していないことの表明であるよう思える。

## 第二章 政治学による「調停過程」の分析

### 第一節 「公共性」概念の適用可能性

前章における「公共性」をめぐる議論を踏まえながら、本節ではその論理と「第一図 調停の枠組」との関連性について検討してみることにしよう。この図のような枠組が成立するためには、前章第一節で検討したような「政治制度」が存在することが必要であり、井上が主張するように、安定した法体系がその前提となっていることは間違いない。しかしそのような条件の下においても、社会的対立や社会紛争が顕在化した場合、制度の存在だけでそれを解決することはできない。とりわけ、その紛争が「調停」のように裁判外で処理される場合には、両当事者と調停人という複数の「主体」によって、合意形成へ向けた自覚的共同作業が行われることが必要となってくるのである。

この場合、調停人はまず「第三者」として、この調停作業に関与していく。第一図に示される過程において、調停人は、調停の過程を推し進めるための「促進要因」として、各局面において繰り返し紛争当事者間に介入することになる。その過程を経ることによって、当事者の意識が変容し、調停という紛争処理の過程が進行していく。その意味で、調停人という「第三者」は、当事者たちにとっての「他者」でありながら、かつ当事者の意識変容を促進する「触媒 catalyst」<sup>(1)</sup>としても登場することになるのである。そして、このような主体間の交渉により、「紛争の構図」は変容を被ることになる。この意味において、構造と主体との相互作用が進行していくのである。このような問題意識に基づき、本稿では前稿に続く「調停の枠組」の第二段階の三つのセル、すなわち「調停そ

のもの」・「アプローチの決定要因」と「アプローチそのもの」とに検討対象を限定しながら、その過程の詳細を分析していくこととしたい。これらが、「紛争から調停へ」という紛争処理過程の第二段階を形成していると考えられるからである。なお、これらの段階については、第一図においてローマ数字で表現しておいた。実線で囲んだ部分が本稿の検討対象である。破線で囲った第一段階は前稿で検討しており、そして第三段階については次稿で検討することになる。

### 〔第三局面・関係諸集団の勢力配置の分析と諸関係の変容〕

紛争処理の第二局面である「調停」においては、紛争はすでに当初の「当事者間の対立の構図」からの変容を被っている。第一図における出発点である「紛争当事者間の相互行為」という左下のセルの段階に、前稿で紹介した「調停の決定要因」を投入する形で、調停人などの他者が関与しているからである。政策形成の過程に即して考えるならば、これは「政策的に対応されるべき問題状況の確認」である。自己の立場に拘泥する「当事者の意識」は変容され、調停の段階で処理が模索されるべき「アジェンダ」が設定されている。これが本稿における我々の考察の出発点となる。

この「変容された対立の構図」を、「共通の決定作成」の方向へとさらに転換していくためには、その対立を緩和し紛争処理の過程を進行させていく「新たな要素」の投入が必要となる。それが、第一図において「アプローチの決定要因」と表現されているセルの内実である<sup>(2)</sup>。両当事者にとってメリットがあるだけでなく、他者にも受け入れ可能な「公的決定」を通して、当該紛争を処理することがめざされていくのである。そのために、調停の過程での状況に対しても専門的技法「technique」が、「アプローチ」と規定されている。この技法は、

ウォールらによつて次の三種類に分類されている。それらは、第一に「当事者指向的技法」、第二に「両当事者間関係指向的技法」、そして第三に「当事者一第三者間関係指向的技法」、であるとされる。<sup>(3)</sup>これらの技法によつてめざされる状況については次項で詳述することとし、ここではそれらのアプローチの選択を規定する要因について簡単に紹介しておこう。

調停人が利用可能な「技法」にはさまざまなものがある。調停人がそれらのうちのどれを選択するか、を規定する要素として、ウォールらの論文では、環境・調停人・紛争当事者という三点を挙げている。紛争当事者や調停人が有している「文化」的背景や、時間的余裕の有無といった要素が、環境的要因とされている。それに加え、調停人による調停技術の習熟度や選好といった調停人に関わる要素と、紛争当事者間の敵意の度合いといった紛争当事者に関わる要素もまた、技法の選択を規定する要因として挙げられているのである。これらの要素に基づきながら、調停人はいくつかの技法を選択しつつ、「調停」の過程を進行させていくのである。このような、技法の選択と適用の過程が第三局面なのであり、それによって変容を被った当事者間関係の中で、合意への方向性が模索される過程が第四局面となる。本節次項での第四局面分析に移る前に、ここで第三局面に関して更なる検討を行つておきたい。

調停という紛争処理の過程を進行させるために、上記の三種類の技法を利用しながら実施される具体的な作業とはどのようなものなのだろうか。ウォールらの論文の中で挙げられている例として、紛争当事者に関わる「情報収集 Information gathering」や「譲歩」への動機付け、そして当事者への教育などがある。さらには紛争状況を他者にも共有してもらうことを通じて、議論をオープンにする<sup>(4)</sup>ということも、上記第三の例として挙げられている。ここに、前章で検討した「公共性」をめぐる議論との同型性を見て取ることができよう。紛争当事者間の対立の構図か

らの脱却を図るために、まず状況をオープン open にして、そこから「共通のもの common」を探る、という形で、紛争処理の作業が進められている。ただし「調停」の過程では、最終的に「公的 official」な決着は不要である。紛争処理の成否は、あくまで「当事者間の合意」に依拠しているからである。

第二局面で「アジェンダ設定」を行ったのち、そのアジェンダの解決へ向けてこのような作業が行われていく。そのことによって当事者間の対立状況を変容させ、その上で紛争当事者のみならず、第三者にとつても了解可能な「紛争処理策」が模索されるのである。この変容過程を通じて、第四局面においてどのような状況が創出されてくるのかを検討することが、次の課題となる。

#### 〔第四局面・紛争当事者間関係の変容と紛争処理方針の作成〕

紛争処理の第四局面においては、さまざまな技法の活用を通じて紛争当事者間関係の変容が図られ、それとともに紛争処理方針の作成が模索されていく。その「関係変容」の際に考慮されている要素を、先の「三種類の技法」の分類表を参照しながら明らかにしていこう。

まず第一に挙げられていたのは、「当事者指向的技法」であった。この項目における具体的技法として、先に触れた「情報収集」の他に、教育／忠告や圧力などの働きかけが挙げられている。紛争処理のための前提的作業として、対立状況の正確な理解が必要であることは当然であるが、それに加えて、紛争当事者の態度を変容させるため、調停人としての働きかけがここで開始されているのである。そしてこの作業が有効なものとなるためには、他の要素も考慮されていなければならない。

そこで第一に挙げられているのが「両当事者間関係指向的技法」である。ここで調停人は、対立状況にある紛争

当事者間の関係改善を試み、合意形成へ向けて両者間の「信頼」構築をめざすことになる。別稿でルーマン研究<sup>(5)</sup>を進めている筆者としては、ここに「信頼をいかに構築するか」という興味深い論点を見いだすことができるが、ウォールらの論文の中にそれに關する叙述は存在しない。当事者間の対立関係の改善や冷静化といった技法に加え、当事者の紛争認識や意思疎通を制御するといった説明が存在するだけである。この点については、オストロム曰<sup>(6)</sup> Ostrom の問題提起と最近の業績<sup>(6)</sup>とを念頭に置きながら、次稿でさらに検討することとした。

そして第三に、「当事者－第三者間関係指向的技法」が挙げられている。これにより、当事者間の紛争・対立に関する情報は、第三者にも共有されしていくことになる。ウォールらの論文においては、調停人はこのような技法を通じて議論をオープンにし、また第三者からのアドヴァイスや圧力を期待する、と記されている<sup>(7)</sup>。しかしこの第三の技法の意義は、そこに止まるものではない。

本稿の第一回ですでに示したように、調停人を含む「第三者の介入」によって、紛争当事者間の対立の構図は変容を被っていく。その際に、他者の存在そのものが、紛争当事者自身の立場の狭隘性を脱却するための契機として考えられるのである。単に自己の立場に拘泥するのではなく、他者の存在を前提した上でそこから共感を得るために、紛争当事者は自己の利益の「普遍化可能性」を追求していくことになる。その意味で、第三者に対しても議論をオープンにすることは、本稿前章で検討した「公共性」というシンボルを獲得するための端緒的契機と位置づけることができよう。

紛争当事者は、調停人を媒介項としながら「他者の空間」へと開かれていく。この open という契機を発端として、他者と「共通のもの common」が模索されるのである。紛争の両当事者がこのような方向性を追求することを通して、当初の対立の構図は変容し、調停人がめざす「合意に基づく紛争処理」の可能性が高まっていく。そのよ

うにして、調停の結果をもたらすための最終的作業が本格的に進められる。そしてここから、本稿第一図に示していいた「調停の第三段階」が開始されていく。このようにして、紛争当事者間の合意をめざす調停作業は、その最終段階である「合意の形成」へと進められていくのである。その段階の分析を試みる前に、調停・決定作成の第二段階が有する「政治学的意味」を確認することが、本稿の最後の課題となる。

## 第二節 決定作成の第二段階Ⅱ 調停作業の開始から合意形成の模索へ

前稿最終節と本稿第一章とで検討したように、社会的紛争や社会問題には多様なものがある。その多様性は、本稿第三図で示したとおりである。それに対応する形で、紛争処理メカニズムにも多様性が存在している。本稿第二図に示したように、政策型紛争処理の最終的手段として「立法」が、そして訴訟型紛争処理の最終的手段として「司法」のメカニズムが、それぞれ「公的決定作成メカニズム」として確立されている。この「公的メカニズム」において作成された決定こそが、「国家に関する公的なもの official」という特質を獲得するのである。これこそが、齋藤純一の提示した、公共性の第三の契機である。しかしながら、社会紛争の多くは、このような最終的手段に行き着く前の段階で、交渉や和解、調停などの形で処理されていく。それらの手段は、公的メカニズムに至る以前の「中間段階」でしかないのであろうか。そして、私的諸個人間の自律的な交渉の結果として達成された合意は、どのような合理性や正統性を有すると捉えるべきなのであろうか。本シリーズ第一論文の末尾で提起したこのような問題に、現段階で一定的回答を試みることが、本節の課題なのである。

アメリカのロースクールにおける「調停論」講義用の著名な教科書の中では、訴訟手続きとの対比において、調

停の「民主主義的特質」が以下のように述べられている。

「調停では、当事者たちが、交渉とその結果に対する制御能力を維持している。調停のこの中心的特質、すなわち当事者たちによる自己決定は、民主主義的過程の一側面である。つまり、人々の意見と知恵とが、個別的状況への応答的な結果をもたらしうる、と言うことなのである。この点で、調停は訴訟手続きと根本的に異なる。訴訟では、結果を決定する権限は、判事や陪審員、または裁決者 *arbiter* に委ねられている。」<sup>(9)</sup>

決定権限を他者に委ねる訴訟などの対比において、「自己決定」としての調停の「民主性」を強調するの議論は、本稿の問題関心から見て大変に興味深い。日々の生活の中で様々に生起する社会問題や社会紛争に対して、自らそれを処理する能力を獲得することが重要であり、それこそが「民主主義的」であるとされている。その際に、調停人はその方向性を促進する役割を果たすことになる。調停人は、紛争当事者による自己決定を促進するために、当事者の意見を聞き、当事者を関与させつつ紛争処理の方向性を模索するのである。この意味で、調停の過程は当事者にとって、紛争処理の過程であることに加えて、「民主主義を担う主体としての自己形成」という意義をも有することになる。以下の叙述を参照して欲しい。

「まとめると、調停過程の経験と、それがもたらすある種の結果の双方が、自己決定と他者の尊重という意味における、市民教育の公共的価値 *the public values* に寄与する。」<sup>(10)</sup>

調停は、紛争処理の過程であると同時に、民主主義的主体への陶冶をめざす「市民教育」の過程でもある、という位置づけが、ここで与えられている。その意味で、調停は、訴訟までに至らない中間的な「紛争処理の手法」なのでなく、それ自体として独自の意義を有する「望ましい紛争処理の一手法」であると言えよう。かつて本シリーズ第一論文で紹介した「正義の総合システム」においては、訴訟が「中核」に位置し、調停はその周辺に位置づけられていた。筆者は既にそこでこの議論を批判しておいたが、そのことから、さまざまな紛争処理メカニズム間の区別が相対化されたり非序列化されるわけではない。本稿第二図で示したように、立法制度や司法制度といった「公的決定創出メカニズム」が強制可能（official）な空間に存在しているが、調停とはそれを利用せずに、自立的（common）なレベルで完結する「自主的で民主的な紛争処理メカニズム」なのである、という明確な差異が存在し続けていると思われる。そしてその点にこそ、調停などの紛争処理メカニズムの持つ独自の意義が存在するのである。

先に引用した著作『調停』の別の個所では、調停に対し、（所与の）規範の順守を追求するのではなく、関連する規範それ自体の創出を指向する、という特徴付けが与えられている<sup>(1)</sup>。前稿までで紹介したように、調停とはまさに「私的規範の形成過程」という意義を有している。そして、紛争当事者がこのような志向性を有するよう支援することが、調停人の役割とされている。したがって調停とは、発端は「紛争」という対立的状況であった「紛争当事者間の関係」を、「共有可能な方針の自己決定」が可能となる関係へと変容させるための、公的制度に依らない自律的メカニズムなのである。「強制」の契機を介在させない、自発的な状況変容と規範形成はどのようにして可能となるのであろうか。本稿は、そのメカニズムを政治学的に解析するための試みだったのであり、ここでその到達点を要約的に述べておこう。

紛争当事者間で「私的」に合意を形成したとしても、それは直ちに「規範」としての性格を有するわけではない。その合意内容が、他者の共感や支持を獲得しうるものであること、すなわち一定の「公共性」を内包していることが必要である。そのためには、当事者間の協議が他者にたいして開かれていることが重要である。その上で、当事者間のみならず、他者と共通のものをも模索する作業が必要であろう。本稿ではこののような必要性を認識するため、政治学の領域における「公共性」概念をめぐる議論を参照してみた。そしてその作業を通じて、本稿冒頭に掲げた第一図が示す「調停の枠組」の意義を、さらに明確なものとしてつあると考えている。次稿で行う第三段階の検討において、「紛争処理の三段階六局面論」を提示する作業は完結するところになら。

## 註

- (1) Lela Porter Love, "Images of Justice," in Carrie Menkel-Meadow, Lela Porter Love, and Andrea Kupfer Schneider, *Mediation: Practice, Policy, and Ethics*, Aspen Publishers, 2006, p. 107.
- (2) 以下の叙述に関しては、ややこしく記述したウォール心の「調停」論の以下の個所を参考した。J. A. Wall, Jr. et al., *op. cit.*, pp. 375ff.
- (3) 調停人が使用する三種類の「専門的技法」の具体例を示した表は、前掲論文二七六頁に掲載されている。
- (4) 同上。なお、リード「議論をオープンにする」と紹介した個所の原文は、"Making the dispute public" となっている。本稿前章で「公共性」概念を検討したことを踏まえると、この public という単語の使用は興味深いが、リードのウォールらの語用法では「公的」という意味は付与されていないと思われる。リードは、先に挙げた「公共性」のうちの「開かれている」と open と同じく考へ、上記のように訳しておいた。

- (5) ドイツの社会学者ルーマ・N. Luhmann の信頼論を検討した以下の拙稿を参照。「シリーズ」 ルーマンの政治理論② ルーマンにおける『信頼』論の位置』、名古屋大学『法政論集』第一二四号所収、一〇〇六年。
- (6) E. オストロムの問題提起とは、拙稿「政治学の教科書には何が必要か」や本シリーズの前稿までで紹介したように、「社会的ハレンハムに立ち向かうための技術としての政治学」の必要性を指しており、本シリーズ論文は全体として、オストロムのこの問題提起に対する私なりの回答への試みである。また、オストロムの最新稿とは以下のものを指す。Elinor Ostrom, "Collective Action Theory," in Charles Boix and Susan Carol Stokes, eds., *The Oxford Handbook of Comparative Politics*, Oxford University Press, 2007.
- (7) J. A. Wall, Jr. et al., *op. cit.*, p. 376.
- (8) 本章註一で紹介した、メンケル・メドウラの著作である。その第三章には「調停：概念とモデル」という題が付され、このことは調停に関する原理論的考察が展開される。本節を記述する際には、同書から大きな示唆を受けている。この著作は、ハーバード・ロースクールのマリー教授 P. Murrey から紹介を受けた。この場を借りて謝意を表しておきたい。
- (9) C. Menkel-Meadow, L. P. Love, and A. K. Schneider, *op. cit.*, p. 92.
- (10) *Ibid.*, p. 112.
- (11) *Ibid.*, p. 103.

## むすびにかえて 本稿の意義と残された課題

「紛争処理過程の政治学的分析」と題するこの論文シリーズは、法科大学院の設立と学術創成研究の開始とによって、その発端が与えられたものである。その時点では、「紛争処理の政治学」といった一国内部での過程論的分析に関して、私の問題関心に適合的な先行業績を見いだすことは困難であった。しかしながらその視点を少し広げると、「政策形成過程」論や「公共性」概念をめぐる議論のように、本シリーズ論文に関連するさまざまな業績を見いだすことができる。本稿でもそれらを利用しながら、調停などの紛争処理過程の政治学的意義を検討してきた。そこから、次のような見解も明らかになってきたと考えている。

本稿では、前稿までで提示した政策形成過程論と法的紛争処理過程論との同型性、という命題を出発点として、「決定作成過程」の三段階六局面論のさらなる具体化を試みた。その際に、前稿で提示した「訴訟型紛争処理」と「政策型紛争処理」という紛争処理の二類型を踏まえつつ、それを紛争処理の制度論と結合した第二図を示しておいた。このような分析枠組を導入することにより、両類型の取り扱う「社会問題・社会紛争」の共通性と差異のみならず、両類型の内部におけるさまざまな紛争処理の手法間の差異をも明確にすることが可能となつたと考える。

第二図における両類型の右端には、立法制度や司法制度といった「公的決定創出メカニズム」が、強制可能(*official*)な空間に存在しているが、それらと「社会紛争・社会問題」との中間領域には、自立的(*common*)なレベルで完結するさまざまな「紛争処理メカニズム」が存在している。この点に、調停などの紛争処理メカニズムの持つ独自の意義が存在するという点が、本稿の第一の主張である。そしてこの点は、次の主張へと連携していく。  
E. オストロムがかつてアメリカ政治学会会長演説で述べたように、政治学教育における「政治」のイメージは、

国政のレベルに、そして政党と政治指導者の活動に限定されず<sup>(1)</sup>いた。そのことが、国民の政治イメージを狭隘なものとした、そして政治に対する国民の「距離感」を大きなものとしてしまったと思われる。しかし本稿で検討してきたように、我々は社会のレベルでさまざまな「紛争処理」の過程を体験しており、その中には他者の共感や合意を調達する過程も存在している。人々がこののような紛争処理の技法を修得する際に、政治学的知見が役立つのではないか。これが私の主張であり期待である。

現時点で先進民主主義国に共通の現象と思われる、有権者の「政治不信」<sup>(2)</sup>や「政治への距離感」といった問題状況をどう克服していくのか。本シリーズ論文では、このような問い合わせへの暫定的回答をめざして、紛争処理過程の「モデル構築」への試みを進めてみたい。<sup>(3)</sup>政治を「紛争処理過程」として把握し、そこに司法との同型性を見いだすこと、社会に生きる諸個人は、その過程において自ら「公共性」を紡ぎ出す主体として行動すること、これらの議論が私の主張である。「三段階ハ局面論」と名付けたこの紛争処理モデルの提示のためには、まだ「第三段階」の解説が課題として残されている。この作業を完結させ、「自主的な紛争処理」を担うる主体形成へ向けた諸個人の自己陶冶のメカニズムを解説するために、本シリーズ論文が少しでも貢献できることを期待して、本稿を閉じるにしたい。

#### 註

- (1) Elinor Ostrom, "A Behavioral Approach to the Rational Choice Theory of Collective Action: Presidential Address, American Political Science Association, 1997," in *American Political Science Review*, Vol. 92, No. 1 (March, 1998), p. 18.
- (2) Cf., Colin Hay, *Why We Hate Politics*, Polity Press, 2007.

(3)

本稿の一部は、京都大学で開催された二〇〇九年度比較政治学会研究大会の分科会「若者の政治参加の現状と課題」における筆者の報告に利用した。そこで討論参加者に、ここで謝意を表しておきたい。またこの報告は、若干短縮した上で以下の雑誌に掲載されている。拙稿「政治学の実践化への試み・政治参加の拡大へ向けて」、『学術の動向』二〇〇九年一〇月号所収、日本学術協力財団。